~インフルエンザの出席停止調問につりて~

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことを受けて、H24年度からインフルエンザの出席停止期間の基準が下記の通り変更となっています。



つまり…<u>「発症した翌日から数えて5日以上経過していること」「熱が下がってから2日(幼児は3</u>日)以上経過していること」この2つの条件のどちらもクリアするまで出席停止ということになります。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最短でも「発症した後5日を経過するまで」は出席停止とし、それに加えて、解熱した日によって出席停止期間を延期することを示しています(例4・例5参照)

	ı	1	1		1			1	, ,
最低	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後7日	発症後
基準	(発症当日	1日目	2 日目	3日目	4日目	5日目	6 日目	目	8日目
	0 日目)	(出停)	(出停)	(出停)	(出停)	(出停)			
	発熱	解熱	解熱後	解熱後					
例 1			1月目	2 日目			登校可		
	出席停止								
例 2	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後				
				1日目	2日目		登校可		
	出席停止					_ >			
	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後			
例3					1日目	2月目	登校可		
	出席停止					\rightarrow	3E D 1		
例 4	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後		
						1月目	2月目	登校可	
	出席停止						五次门		
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後2日	
例 5							1日目	目	₹ \$ + \$ = •
	11, 14, 14, 1							<u></u>	登校可
	出席停止								

例えば) 月曜日に発症し、水曜日に解熱した場合、土曜日(幼児は日曜日)まで出席停止となります。 例えば)月曜日に発症し、土曜日に解熱した場合、翌月曜日(幼児は火曜日)まで出席停止となります。